

平成21年1月
装備施設本部

公共工事履行保証証券のかし担保特約の取扱いについて

標記については、請負者の申し出により発注者（支出負担行為担当官等）と調整の上で承諾を得れば、解約することができることとなっていることをお知らせします。

（参考）

標準現場説明書について（装施計第25号。19.9.1）（抜粋）

別紙2 標準現場説明書（役務的保証用）

第1 一般事項

2 契約の保証について

かし担保特約については、債務不履行がなく公共工事履行保証証券による保証を使用しなかった場合は、工事目的物引渡し後、解約することができる。